

1. 件名：「伊方発電所1、2号炉廃止措置計画変更認可申請及び伊方発電所保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング」
2. 日時：令和4年8月4日（木） 13時30分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、福原安全審査専門職、
宮嶋安全審査官

四国電力株式会社
原子力本部 原子力部
廃止措置グループ グループリーダー 他11名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料1-1：伊方発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画変更に係る申請の概要について（審査会合における指摘事項の回答）
 - ・資料1-2：伊方発電所1号炉海水ポンプ廃止に伴う2号炉海水ポンプによる海水供給について＜補足説明資料＞
 - ・資料1-3：伊方発電所1号及び2号炉解体工事準備期間中における原子炉補助建家換気設備の運用について＜補足説明資料＞
 - ・資料1-4：伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
 - ・資料1-5-1：伊方発電所1号炉強酸ドレンポンプ廃止に伴う強酸ドレンの処理方法の変更について
 - ・資料1-5-2：伊方発電所設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表
 - ・資料1-6：伊方発電所2号炉使用済燃料輸送容器への漏えい燃料の収納に係る影響評価について＜補足説明資料＞

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	はい、原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより伊方発電所1号炉及び2号炉廃止措置計画変更認可に係る審査のヒアリングを開始させていただきます。
0:00:16	それでは職人力の方から説明をお願いいたします。
0:00:20	はい。四国電力、原子力部フルタニでございます。
0:00:25	それではですね
0:00:28	資料1-1を用いまして
0:00:32	挨拶計画変更に係る申請の概要について前回審査会合における指摘事項の回答の説明をさせていただきます。
0:00:43	資料1-1の目次をめくっていただきまして、
0:00:48	目次の2分の1ページ目、こちらは、
0:00:53	7月12日の
0:00:55	審査会合で、回答させていただいた内容になりますので、
0:01:00	灰色でハッチングしております。
0:01:03	目次の2分の2ページ目。
0:01:05	こちらが7月12日の審査会合において、
0:01:11	指摘。
0:01:12	いただいたものになりますんで、
0:01:16	ナンバーで言うと7から9ということで3点。
0:01:20	指摘事項をいただいたと認識しておりまして、右側に示すページで、
0:01:26	それぞれ説明させていただきます。
0:01:32	ページめくっていただいて1ページ目。
0:01:35	ですね。
0:01:36	こちら側の指摘事項のナンバー7ということで、
0:01:41	指摘事項の内容についてはですね、協賛ドレーン処理方法変更について、
0:01:47	固化装置の範囲、変更前後のドラム缶での固形化方法、
0:01:52	設備によるハード対応から運用によるソフト対応への変更箇所を
0:01:57	図等を用いて明確化することその上で、
0:02:00	放射線障害防止等の観点で、
0:02:03	実用炉規則90条の要求事項への適合性を説明すること。
0:02:09	いうご指摘でございました。
0:02:11	か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	回答ですが、
0:02:15	1号炉共産ドレンポンプ廃止に伴う影響3連の処理について変更前後の処理方法を、以下の、
0:02:23	表、図で示しております。
0:02:27	一番、
0:02:29	表の一番左の列がですね工程ということで、
0:02:34	①から③までの工程を書いております、その右側の列で変更前、変更後、
0:02:41	ということ。
0:02:44	示しております。
0:02:47	①番の協賛ドレンた君。
0:02:51	での貯蔵については変更前後で変わらずに、
0:02:55	設備対応ということで
0:02:58	放射化学室の真空流した廃液については、協賛ドレンタンクに貯蔵する。
0:03:04	ことで、協賛ドレンタンクの写真については下の方に示しております。
0:03:11	②の協賛ドレンの移送方法。
0:03:14	が、
0:03:15	設備対応から運用対応に変わりました、
0:03:19	協賛ドレンタンクから、
0:03:22	協賛ドレンポンプを使用してドラム詰めしの固化装置まで移送するというので、
0:03:27	下の写真に示します共産ドレンポンプでドアドラム詰め室まで移送するというのが変更前です。
0:03:35	変更後については、
0:03:39	協賛ドレンタンクより、協賛ドレンの抜き取りを行うということで下に示します密閉容器で受ける。
0:03:50	それを人の手で
0:03:54	ドラムミスまで運搬するという運用に変わります。
0:03:59	こちらの運搬経路上の対応とですね、技術基準規則への適合性については、
0:04:08	こちらナンバー8の指摘事項。
0:04:11	もんでいただいておりますのでこちら後程説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	次のページ2 ページ目ですが、
0:04:20	工程の③固化処理方法。
0:04:24	についてはですね、変更前後でこのように変わっております。
0:04:32	まずですねは変更前後で変わらないところとしては人の手によりドラム缶の中に所定量の固化材セメントを投入するという ことで、
0:04:44	下の図で言うとはですね、ドラム缶の中にセメントをあらかじめ入れて想定を入れていくというところは変更前後で、
0:04:56	変更はございません。
0:04:59	変更前のところで、
0:05:04	セメントを入れたドラム、上記のドラム缶について変更前は固化装置の
0:05:10	真空ポンプ、こちらの下の図に示しておりますが、真空ポンプで、
0:05:17	この注入機を返して、セメントを含むドラム缶内全体の真空処理を行います。
0:05:26	これは収入金については未収がついておりますので、
0:05:34	真空ポンプで空気を引いてもですね、この数、
0:05:39	セメント、
0:05:41	こちら
0:05:43	通常の状態なんです、その状態で真空処理を行っても、
0:05:49	シンポポンプの方に行くということとはございません。
0:05:54	その下の行にいきまして、
0:05:59	工程2の方で協賛ドレンポンプより、
0:06:05	そうした協賛ドレンを、
0:06:08	この
0:06:09	注入機を返して、真空処理したドラム缶内に、
0:06:14	吸引させて容器と一体的に固化処理すると。
0:06:19	というのが変更前の対応でございます。
0:06:25	こちら、
0:06:28	図の方ではですね固化装置の範囲として、真空ポンプとあと注入減った。
0:06:34	困らせてございます。
0:06:39	それで変更後についてはですね、この協賛ドレンポンプが廃止になりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:46	5.2の方で次、人の手で運搬した協賛ドレンを、ドラム缶内に投入してセメントと練りまぜて容器と一体的に固化処理すると。
0:06:57	というような運用に変更いたします。
0:07:01	備考欄、右端の備考欄に書いてますが、コメントありました実用炉規則 90 条との、
0:07:09	適合性については次のページに示しております。
0:07:13	3 ページ目。
0:07:15	右下 3 ページ目をお願いいたします。
0:07:25	固化処理方法変更後の対応と、実用炉規則等の適合性を下の表の通り整理してございます。
0:07:40	こちらですね実用炉規則の抜粋になりますが、
0:07:47	第 90 条の 6 項のところ、
0:07:51	第 9 条の 6 のところで、液体状の廃棄物は次に掲げるいずれかの方法により廃棄することということいいから、
0:08:02	イロハにⅣまであります。
0:08:06	右側に右側の列にその適合性について、
0:08:12	示してございます。
0:08:19	土地、
0:08:21	ちょっと後程また説明する補足資料。
0:08:27	等、記載が若干異なってるんですが次に掲げるですねはあと、法の方法により廃棄することということでちょっと法というのが抜けてますのでまた、
0:08:39	追記したいと思いますが、
0:08:45	他の方法ではですね。
0:08:48	ハの要求については一体的に固型化、
0:08:52	するということで、先ほどのページで説明したようにですね、共産ドレンをドラム缶内に投入してセメント等の練りまぜて容器と一体的に固化処理すると。
0:09:05	ということで要求事項に適合していると考えてございます。
0:09:12	炉規則の後半部分ですね、
0:09:17	放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に廃棄することという部分についてはですね、右側の適合性のところにも書いておりますが、
0:09:26	固化処理後に固体廃棄物貯蔵庫で、ドラム缶を保管すると。
0:09:32	んように変更はございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:36	下に行っていただきまして本のところですね、放射線障害防止の効果を持った子、固形化設備で固型化すること。
0:09:45	いう部分については、
0:09:46	右側の適合性のところですが、
0:09:50	変更前については、
0:09:53	円価副操作が可能な、放射線障害防止の効果を持った固化装置、
0:09:59	を用いていましたが、変更後は、作業前の作業計画の策定や個人線量計の装着、これは変更前後。
0:10:09	でも変わりませんが、そのような運用、
0:10:13	被ばく管理を実施するとともに、
0:10:16	固化処理後のフェイスシールドの着用、
0:10:20	吸水シートによる汚染拡大防止措置等を講じることで放射線障害を防止すると。
0:10:26	いうことで一部運用になりますが、
0:10:30	放射線障害防止等の観点で 90 条の要求事項には適合していると、 いうふうに考えております。
0:10:41	ちょっとこの部分
0:10:44	資料 1-2 のですね、補足資料にも同じような、
0:10:49	表をつけてございますので一応ちょっとその記載部分の説明をさせていただきます。資料 1-2 の、
0:10:58	19 ページですね。
0:11:02	この資料 1-2 の、
0:11:05	19 ページのところですね。
0:11:11	ポポツ技術基準規則等への適合性ということで、
0:11:17	先ほどの説明のところは表 2 ということで
0:11:21	固化処理方法を変更した場合においても、
0:11:24	90 条の要求事項に適合するという説明をさせていただいております。
0:11:30	で、20 ページ 21 ページに
0:11:34	先ほどの資料 1-1 で説明した、
0:11:37	ものと同じ
0:11:40	比較表で適合性を示してございます。
0:11:47	それで、資料 1-2 のですね 18 ページのところですね。
0:11:53	こちらの安全性への影響確認ということで、
0:11:58	前回審査会合において衛藤、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:03	向江、
0:12:04	ワタナベ、
0:12:05	管理官からですね、ちょっと安全性というのが、具体的に何に対する安全性なのかというところをコメントいただいておりますので、
0:12:16	そちらのコメントに対してもこの資料1-2の18ページで修正をしております。
0:12:27	大きくは放射線防護ということになるんですが、後程説明します。
0:12:36	積とかですね、
0:12:39	積を、
0:12:41	つけると、堰が設置されているとか、そういった部分は漏えい拡大防止の観点、
0:12:47	への安全性、
0:12:48	それで
0:12:50	先ほど説明した、
0:12:53	フェイスシールド等については放射線障害防止の観点で安全性に問題ないと。
0:13:00	ということでこちらに
0:13:03	説明をちょっとほ補強してございます。
0:13:11	資料1-1に戻っていただきまして右下。
0:13:17	4ページ目をお願いいたします。
0:13:22	こちらが
0:13:24	次の
0:13:26	指摘事項でナンバー8の指摘事項になります。
0:13:31	指摘事項の内容ですが、協賛ドレンの移送方法が、ポンプ配管によるハード対応から容器を用いた人時期での運搬に変更となることから、
0:13:42	運搬経路上の対策として、
0:13:44	床面の目皿や堰などの構造で担保する範囲と、運用で担保する範囲を整理した上で、
0:13:51	技術基準規則39条の廃棄物処理施設の要求事項への適合性を説明することというご指摘でございました。
0:14:02	回答になりますが、協賛ドレンの処理方法については以下の通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:08	移送方法が、ポンプ配管によるハード対応から容器を用いた人力での運搬に変更となります。
0:14:15	こちらの下の図はですね
0:14:19	これまで前回の審査、
0:14:21	介護の補足説明資料につけていた図と同じものでございます。
0:14:30	で、こちらの工程2というふうに書いてる部分。
0:14:35	変更前が倒産ドレンポンプと配管を用いてたところを、
0:14:41	右側の変更では階段。
0:14:46	藤。
0:14:47	うん。下の手で運搬するという、
0:14:51	いうように変更になります。
0:14:58	こちらの中、
0:15:01	とですねちょっと
0:15:03	図についてもほそくうにもありますのでちょっと補足。
0:15:07	の方でも説明させていただきますと、
0:15:10	補足説明、資料1-2の16ページをお願いいたします。
0:15:20	こちらの図、
0:15:25	が先ほど資料1-1にもあった図と同じものになります。
0:15:31	で、白尾。
0:15:34	1-2のですね順次の17ページですね。
0:15:37	こちらに
0:15:40	平面図、
0:15:41	運搬経路の平面図をつけてございます。こちらちょっとマスキング対象になりますので資料1-1の方には載せていませんが、
0:15:54	共選協賛ドレンタンク室、左上の15.15メートルE L15メートルの協賛ドレンタンク室から、
0:16:03	運搬経路を記載しておりまして、
0:16:09	修正、前回審査会合からの修正箇所としては、目皿や堰の位置を、
0:16:16	追記させていただいております。
0:16:24	図の右上の方に行きましてE L19メートルの方へ階段で上がってですね、そのあと、
0:16:32	右下の方、E L26.2メートルに階段で上がりまして、それぞれ運搬経路、
0:16:40	近傍に目皿や積があるということを示しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:46	右下のE L 26.2メートル。
0:16:50	のところでは、
0:16:51	出入り管理室。
0:16:53	こちらの管理区域との境界になりますので、出入り管理室のところ境界には施設外への漏えい防止のための積がついてございます。
0:17:05	いわゆる32.2メートル。
0:17:08	のところでドラム詰めです。
0:17:11	運搬するという運搬経路でそれぞれに目皿等が設置されてございます。
0:17:23	資料1-1の方に戻っていただきまして、
0:17:29	右下5ページ目をお願いいたします。
0:17:36	協賛ドレンの移送方法変更の対策と、技術基準規則等の要求事項の適合性を、下の表の通り、確認してございます。
0:17:51	こちらの表、
0:17:53	ですね、
0:17:56	こちらの表、
0:17:57	についても資料1-2にもございますので、
0:18:02	ちょっと技術基準の解釈等は資料1-2の方にしか記載してございませんので、資料1-2の方で説明させていただきます。
0:18:13	資料1-2の22ページをお願いいたします。
0:18:19	先ほどの資料1-1と記載している内容は一緒ですが、
0:18:27	運搬経路上での対応との適合性。
0:18:30	というのを表で整理しております。一番右表の右端ですね、
0:18:36	対応区分ということで、運用なのか設備なのかというところも明記、
0:18:42	させていただいております。
0:18:49	39条のですね
0:18:55	5、
0:18:56	数字で5のところですのでこちらは適合性のところを書いておりますが対象外ということで、
0:19:05	放射能濃度、
0:19:07	後々管理区域内においてのみ行う作業になりますので、こちらで規定すされておりますが容器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:16	の要求に対しては、該当しないということで対象外としております。
0:19:22	それでその下の第2項のところですね。
0:19:27	こちらは、
0:19:29	前回の審査会合でもやりとりがあったんですが、
0:19:33	一応原子炉補助建屋全部を廃棄物処理施設と考えて、
0:19:42	漏えい角が拡大する恐れのある運搬経路における適合性を以下に示してございます。
0:19:52	で第2項の第1号のところ、床面及び壁面が漏えいしがたい構造であることという要求、
0:20:01	についてはですね、これ全般にわたってなるんですが、まずは第1には運搬時には密閉容器を用いて漏えい防止対策を図っている
0:20:13	というのが運用として前提にございます。
0:20:16	その上で
0:20:19	床面壁面については、
0:20:22	耐水性のあるエポキシ系の塗料を塗布していると。
0:20:27	こちら
0:20:29	床面壁面とかですね
0:20:32	階段状も含めて
0:20:35	原子炉補助建屋のた管理区域内については、
0:20:39	このような頭領音を付してございます。
0:20:44	第2号のところ、
0:20:49	万一漏えいした場合の、
0:20:52	漏えい場合の対応としては、漏えい水はごくわずかであり、
0:20:59	協賛ドレンタンクから、
0:21:01	ドラム詰めっす。
0:21:03	上の運搬経路上には、目皿へ。
0:21:06	傾斜があって目皿に道場書かれる構造となっていると。
0:21:13	また、
0:21:14	階段等で漏えいした場合にはあろうSEが僕わずかで階段、または下層階の床面にと、とどまる構造であると。
0:21:23	いうことを記載してございます。
0:21:29	これ
0:21:30	前に漏えいした場合にはですね、ウエスによる拭き取り。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:34	どうノウケイ装置を講じるような運用にもしてございます。
0:21:44	その下のポツですが、
0:21:46	協賛ドレンタンク室の、
0:21:49	ところには堰が設置されていると。
0:21:52	いう設備対応や、ドラム缶への投入時には給水シート等を準備して漏えいの拡大を防止する運用、
0:22:01	としておりましたこの
0:22:04	増分の部分には適合しているというふうに考えてございます。
0:22:10	第3号の要求については施設外。
0:22:13	への漏えい防止のための堰が設置されていることということで、こちらは先ほどの平面図で説明させていただいたように、
0:22:22	出入口には
0:22:24	堰が設置されていると。
0:22:26	いうことで適合すると。
0:22:28	多くございます。
0:22:34	あとはですねこの資料1-2の19ページ。
0:22:40	の方に、
0:22:43	戻っていただきまして、
0:22:45	19ページ目の本文のところでもですね真ん中あたりに、表3、
0:22:53	より運搬経路の上の対応としては、39条の要求事項に適合するということを記載させていただいております。
0:23:04	で、この19ページ目の下の方にですね、一応ある程度定量的な評価として、
0:23:10	漏えい水の評価、
0:23:12	を記載させていただいております。
0:23:18	こちらに記載しているようにですね、
0:23:21	密閉容器で運ぶ量、
0:23:23	これは通常10リットルぐらいを想定しているんですが、
0:23:29	一遍曜日そのものの容量、
0:23:31	20リットル、
0:23:34	と、あと運搬経路上の区画面積としては一番、
0:23:38	狭い区画である強酸ドレンタンク室の床面積。
0:23:43	こちらで回りますと、同SEとしては、1mm未満ということで非常に薄いとしては僕わずか、
0:23:51	なんです先ほど説明したように、いずれ漏れたとしても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:56	目皿等の構造で
0:24:00	漏えい対策を図るということと、あとウエスでのふき取り等の
0:24:05	運用でも対策を図っていると。
0:24:09	いうことで
0:24:11	こちらに記載しております。
0:24:21	資料、パワーポイント、資料1-1の方に戻っていただきましてこの右下5ページ目。
0:24:29	のところで先ほどの表、
0:24:32	の説明内容を、と同じものを記載して、
0:24:36	おりまして39条の要求事項に適合するというので
0:24:43	こちらで回答させていただいております。
0:24:49	説明者交代いたします。四国電力長峰でございます。右下6ページの方をお願いいたします。
0:24:56	ナンバー9の指摘事項の該当の方についてご説明いたします。
0:25:01	指摘事項につきましては、内容については、原子炉補助建屋排気ファンの運用について、排気風量が吸気風量の約10%、
0:25:12	増のため、負圧維持が可能との説明であるが、吸気風量排気風量と負圧の関係性について、妥当性を説明することというご指摘でした。
0:25:24	該当ですが、その一つ目のポツつけておりますけれども、原子炉補助建屋の管理区域は、補助建屋給気ファン、吸排気ファンによって換気され、
0:25:34	吸気風量よりも、排気交流を多く流すことで、負圧維持を
0:25:39	行うようになってございます。
0:25:42	管理区域の給排気系概略イメージは、下の図の通りでございます。
0:25:49	下の図の右側に示しておりますけれども、給排気風量といたしまして、
0:25:54	排気部給油が、吸気量 Q_s もより多くて、また、給排気量の場合バランスといたしましては、
0:26:04	排気量9位は、吸気量キューエストインディク量9割の間と等しくなっております。
0:26:12	このとき、管理区域負圧度は、管理区域と非管理区域との差圧 ΔP となりますけれども、
0:26:20	それがその下の方に書いてるような式で表すことができます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:26	インリーク量が生じておりますので、管理区域内の負圧は維持されるというものでございます。
0:26:33	二つ目の丸になりますけれども、補助建屋給排気ファンの運転台数を2台から1台にして、
0:26:42	吸排気風量が半分となる想定をいたしましても、風圧度は、インリーク量の事情に比例することから、
0:26:50	4分の1程度になるということで、管理区域の負圧は維持されるものと考えてございます。
0:26:59	前回指摘事項、
0:27:02	前回審査会合の指摘事項の789の該当は以上でございます。
0:27:15	はい、規制庁福原です。
0:27:17	規制庁の方から質問させていただきたいと思います。
0:27:42	はい、規制庁ツカベすいませんちょっとパワポ資料の2ページ目で一体的に固化処理されるということで、
0:27:51	1点確認なんですけど
0:27:54	今回この、
0:27:56	理想的な完全に間がまずある状態になるということだと思んですが、
0:28:01	その例えばその水が
0:28:03	上澄み液として残ってそれが、
0:28:06	ドラム缶に悪さをしないとかですねその辺りの
0:28:11	一声というか、ちゃんと、ちゃんとしたものができますよというのは、
0:28:15	どこでどのように担保することになるのでしょうか。
0:28:23	四国電力河内でございます。こちらですね手で寝るまでで、一体的に固形化処理するところなんですけど
0:28:33	実際練馬日ましたという一定期間は、保管庫、
0:28:40	養生しておいてその後ちゃんと国家状態について目視確認するところ、しっかり分離してなくて、一体的に固型化してる
0:28:51	確認するところ、確認するところは手順書にもありますんで、そういう目視確認のところで一体的なところを確認するものと考えております以上です。
0:29:01	はい。規制庁津金です。その辺りの一体的に固化処理して、その品質として問題ないものを作りますというのを、補足説明資料を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:12	で結構なんで、多分最後のところは目視確認ということかと思いますが
0:29:17	製作途中でも、
0:29:19	その入れる量を決められていたりとか多分いろいろ、
0:29:23	対策をとられていると思いますので、実際どう運用するか。
0:29:29	質均質なものを作るためにどういう対応をとってるかというのをちょっと補足説明資料に追加いただければと思います。
0:29:38	四国電力の関川了解いたし手順書でそういう
0:29:42	新品にまぜることだと目視確認というのは、その部分の補足の方さしていただきます。以上です。
0:29:53	はい。
0:29:53	もう1点ナンバー9の負圧の話は、基本的に
0:30:00	わかりましたということと、これ、
0:30:04	理想的にはこういう状態になるということなんですが実際にその1、1台運転にして、
0:30:10	その必要な負圧が取れてないような場合も当然想定されるかと思うんですがそういう場合はどうされるご予定でしょうか。
0:30:21	四国電力長嶺でございます。基本的に負圧等はちょっと若干下がりますけれどもF系統と全体としての負圧は取れると考えております
0:30:32	万が一ご指摘のような事態が生じる場合があればそれは当然2台になると思いますけど基本的にそういうことにはならないと考えてございます。以上でございます。
0:30:43	はい。規制庁塚田です。それでは、負圧の維持というのは、維持されるという方針と理解しました。
0:30:49	私からは以上です。
0:30:55	規制庁のトガサキです。これちょっと確認なんですけど、2ページ目の、
0:31:05	その小セメントを最初にドラム缶に入れて、それから真空ポンプを、
0:31:13	なので、
0:31:15	館内を真空にするっていう話なんですけど、セメン等は、多分、粉末状のものを最初に入れると思うんですけど、
0:31:27	この真空ポンプで引いたときに、
0:31:30	そのあらかじめ入れたセメントっていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:35	真空ポンプで吸われてしまうってということはないんですか。
0:31:44	四国電力越智でございます。現場でも見ていただいたと思います。えーとですね注入器というものがございましてこれは結構細かいメッシュ状のようなものになっておりまして
0:31:56	これがこの部分を変えて真空引きを行うんですけどこの別紙の部分でセメント材料というのは止まるようなものになってございますので
0:32:07	セメント等の粉末が引かれるということにはございません。以上です。
0:32:13	あと、規制庁トガサキ密集のあれですか佐田嵯峨。
0:32:19	粉末よりも細かいってことなんですか。
0:32:23	四国電力じゃその認識で、そこで止まって吸い込まれないというものになってございます。以上です。
0:32:30	わかりました。通常、これでコウゲ化されてると思うんです。問題ないと思うんですけどちょっと、その仕組みとして、ちょっと理解したかったので質問しました。
0:32:41	それと阿藤
0:32:44	5 ページのところで、今回漏えいがあった時の対床面の塗装とか、経営者で目皿があるとかですねそういうのは、
0:32:57	その文章で書いていただいているんですけど、これについてもできるだけ写真とかを、
0:33:05	1 ページとか、2 ページにあるような写真とかをつけていただくと、よりわかりやすくなると思うんですけど、いかがでしょうか。
0:33:17	四国電力古谷です。
0:33:21	写真等をつけることは可能ですのでそのようにしてちょっとわかりやすくしたいと考えております。以上です。
0:33:31	はい、ありがとうございます。藤と国井そういう階段のところは、ゲーム現地確認で、もうそこでもし漏れたら地下の方に、
0:33:42	いく流れになってたと思うんですけど、そういう階段の周りの、最終的には、一番地下のところですかね地下のところの、
0:33:56	塗装が
0:33:58	ちゃんと立ち上がってるとかですね、あと、経営者のところには、目皿がありますとかですね、そういう写真を入れてもらおうと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:08	漏れたときも大丈夫だなんていうのがわかりやすくなると思いますので、
0:34:14	ご検討をお願いします。
0:34:28	聞こえ聞こえてなかったですか。
0:34:32	すいません
0:34:34	衛藤。
0:34:35	斜線については承知いたしました。ちょっと扉とか、もしかしたらPP上問題がある場合はちょっとマスキング等でさせていただきたいと考えておりますが、
0:34:47	社Cで、わかりやすくするようにいたします。お願いします。
0:34:57	規制庁福原ですけれども。
0:35:00	私の方からは2点ありまして、1点目は、先ほどツカベの方が言った部分なんですけれども、
0:35:09	固化する時の均一なものにするときいかにどう担保してるかっていうところで、
0:35:16	目視確認しますよってという話だったんですけれども、
0:35:19	どういうふうに見るのかなっていうのがちょっと疑問に思いました。要は、ドラム缶の中にも入ってしまってるんで、外から普通に見えないよなと思ったので、ちょっとその辺りも工夫いただけたらなど。
0:35:33	記載の工夫をいただけたらなと思います。
0:35:39	四国電力オオツカ了解いたしました。そこは資料の方に書くようにいたします。
0:35:48	はい。あともう1点の方なんですけど、ちょっと今回の資料とは違うんですが大丈夫でしょうか具体的に前回の、
0:35:59	審査会合7月の12にやった分の、
0:36:04	一番最後にですね保安規定の方の審査資料っていうのがあって資料1-7になるんですけれども、
0:36:13	ちょっと皆さんお手元にはないかと思うので口頭で申し上げて大丈夫でしょうか。
0:36:18	すいません四国フルタニです。
0:36:21	ちょっと保安規定ガ-の資料もですね今日、
0:36:28	はい大丈夫つけておるんですが、そうでしたっけ
0:36:32	あれですね。パワポの安全性の部分の抜粋と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:39	あとは許可との整合性ですね、そちら付けておるんですがもしそれ以外の箇所大事でしたら、一応こちら資料ありますので、はい。はい。
0:36:50	ですねちょっと口頭で申し上げると、今回保安規定変わったところ、ごめんなさい。ちょっと前後してしまっただんですが、
0:36:58	前回、審査会合でつけていただいた資料というのが、
0:37:06	保安規定で変更の有無、変わったところはここですよっていうのを書いてくれてたんですね。例えば、教育のところなんですけども今回、
0:37:16	教育の実施方針というのが変わってるんです。で、
0:37:20	実施方針変わってるのはいいんですけどもその実施方針の以外に例えば実施方針に基づいて計画を定めますよとか、計画を定めて実施しますよとか、
0:37:31	実施状況をチェックしますよっていうところ、その辺も今回変わってますよっていう記載エブリだったんですけども、私の理解では、
0:37:40	今回保安規定変わったのは実施方針の対象者の名前だけ、当直長とか副当直所長そのあたりの名前だけが変わっ名称だけが変わっているんで、
0:37:51	それ以外は変わってないと認識してるんですけども、電力としては、ちょっと広目に、
0:37:58	書いてるっていう認識で間違いなかったでしょうか。
0:38:05	中部電力タカスカです。
0:38:07	おっしゃる通り今回、条文に対して変更となってる箇所に関しては、ちょっと広めにとっております。それがこれまでも審査においては、保安規定の条文の変更。
0:38:21	四国電力タカスカですすみません名前は、
0:38:24	名前忘れておりました。
0:38:25	おっしゃる通り保安規定の条文が変更している箇所には変更ありという形で、都丸をしてございます。それは保安規定としては変更があるということなのでちょっと広目にとっているのと。
0:38:39	またこれまでも審査基準事項への要求事項に影響を与えてないかというところも審査の一部としてあると考えましたので、そういうふうに広めにとっているのと。
0:38:50	整理してございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:53	はい、規制庁福原ですわかりました後すいません同じところろうの。
0:38:58	話なんですけどもちょっともう一つ例があって、
0:39:01	今回放出管理目標値というのが変わってます。
0:39:06	で、その放出管理目標値っていうのは保安規定で言えば、放射性廃棄物の廃棄っていうところ。
0:39:14	なんです。に書いてあることなんですけども、今回
0:39:19	監視設備の方ですねほぼ排気監視設備及び排水監視設備、
0:39:25	もう変更がありますよって書いてあるんですけどもこれも同じような考えですかね。ちょっと。いや、私が思ったのは、放出管理目標値が変わったっていうのは放射性廃棄物の廃棄っていうところが変わったこれだけだったら納得なんですけども、
0:39:41	設備監視設備の方も変更がありますよっていうことになってるんですけども、
0:39:46	これも似たような考えですか。
0:39:50	四国電力タカスカです。おっしゃる通り府川さんのおっしゃる通り等とは広めにとっておりますので、設備自体には変更、変更はございません。以上です。わかりました。規制庁福原ですわかりました。
0:40:04	ちょっと補足すると今回の排水モニターを2台から1台にするという変更はありますと、それは理解しております。
0:40:15	四国電力タカスカです。はい。こちらも同様の理解となっております。以上です。
0:40:22	はい規制庁フクハラで了解しました。
0:40:36	規制庁福原ですけれども。
0:40:39	今日の資料ですすね1枚だけ保安規定の資料があるんですけどもこちらの説明はしてい。
0:40:45	する予定ですか。
0:40:51	四国電力蔵です。今回お付けした保安規定の資料についてちょっとご説明させていただきます。今回お付けした資料としましては、
0:41:02	資料1-4、
0:41:05	とですすね、資料1-5-2になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:10	で、まず資料の1-4になりますが、こちらはですね、前回の審査会合でご説明さしていただいたパワーポイントの中の抜粋になります。
0:41:20	前回の審査会合でご説明した際に、先ほど古谷の方からもご説明さしていただきましたが管理官の方から、安全性への
0:41:30	影響について、
0:41:34	どういった観点で評価したのか、わかるように記載を充実させるようにというご指摘がありましたので、それに基づいて修正しております。修正している内容につきましては、これも先ほどちょっと藤田の方からご説明ありました資料。
0:41:50	1-2 のですね、
0:41:53	18 ページに安全性の影響を書いているというところでそれを要約した形で記載していると。最後の方には実用炉規則の90条、技術基準規則39条の要求を満足していると。
0:42:07	いうところも、資料1-2の19ページ以降に記載しているというところでそこを要約して記載の方、修正していると、というような形になります資料1-4については以上になります。
0:42:18	もう一つ資料1-5-2についてでございますが、前回の審査会合では、
0:42:27	3号炉と3号炉の設置許可と保安規定の整合の資料の方についてはご提出さしていただいております。それが15ページまでになるんですけども、
0:42:37	ラップアップのときに12号炉の設置許可と保安規定の整合についても、ご提出いただけるのかというところでご説しますというふうにご回答しておりますので16ページ以降に、
0:42:50	12号炉の設置許可と保安規定の整合の資料を付け加えてご提出さ、ご提出さしていただいたという状況になります。内容については、3号炉と同じような記載ぶりになりますので、中身についてはちょっと割愛させていただきます。説明については以上になります。
0:43:08	はい。
0:43:10	規制庁の方から何か。
0:43:17	すいません規制庁、ツカベですけど資料1-4で、
0:43:22	衛藤。
0:43:23	299条の条文ぶりなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:28	えっと国家装置、真空の方式からその人力でまぜるという、
0:43:34	ところについては、
0:43:36	これで書かれていて、
0:43:38	同等均質性を保てますということが御説明あれば、
0:43:44	当該部分はいいのかなと思うんですが、一方
0:43:48	今回、ポンプを廃止してそこをソフト対応しますというところ。
0:43:54	が、これで、これだけの記載で足りているのかなというところが少し、
0:44:01	気になっておりました、
0:44:03	ハード対応をソフト対応することに伴って、
0:44:08	保安規定上、
0:44:10	何か規定。
0:44:13	追加で規定するようところが、
0:44:16	するのかどうかというお考えを、ここに199条って、実は固体廃棄物の管理なので、
0:44:23	期待をどうするということを書くところではないのは承知しているんですけど、
0:44:27	その、
0:44:30	ハード対液体廃棄物をハード対応からソフト対応するところっていうのは、
0:44:35	現行保安規定上はどう読まれているかというのを教えてください。
0:44:44	四国電力、タカスカです。
0:44:47	等ですね現行の保安規定上はもう人事金てという形で、その分だけの変更となります。先ほど、宇都ツカベさんがおっしゃったような、具体的な実施内容、
0:45:01	それに関しましては社内規定上で規定するものでありまして、
0:45:06	保安規定上は実際にどういうふうな行為をやっていくのかというところまでは、これまでの保安規定の記載の内容だったと思いますので、これの記載で十分ではないかなと考えてございます以上です。
0:45:22	はい、規制庁ツカベD、そういう意味でハード対応されているものに対して、追加でソフトの要求を書くということも保安規定上ないので、そこがないのはわかるんですが、
0:45:33	いざじゃあそれをソフト対応しようとした場合に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:36	そこが、
0:45:38	災害の補償支障がないもの。
0:45:41	ということを、保安規定上で、
0:45:45	担保を広めるようにしておかなくていいのかというところが気になっている点です。ご回答は了解しました。
0:45:56	局電力タカスカです。
0:45:59	ツカベさんのおっしゃる、はい。実際ソフトになったとしても、その運用上、
0:46:08	もし何か起こった場合に対応できるのかというところは承知いたしました。
0:46:13	廃止措置の中でも、今回議論した内容に関して保安規定の審査資料として1-5-1というところもつけさせていただいてまして、
0:46:26	この1-5-1の審査の資料にのっって、
0:46:31	社内規定に落としていく形になりますので、やはり規制検査の中で、そういうところはちょっと見ていただくのがいいのかなと考えてございます以上です。
0:46:45	規制庁のトガサキですけどちょっと今の点なんですけど、
0:46:49	例えば先ほどの1-4その後、
0:46:54	5ページが一番下の安全性への影響についてっていうところで、
0:47:00	ここで、
0:47:02	この9、実用炉規則96、90条とかを満たす根拠として、
0:47:12	ここに
0:47:14	放射線の防止、
0:47:17	防護の観点で問題ないっていうことが書いてあるんですけど、これを担保する、来記述がその申請書上どこにあるのかですね。
0:47:29	すぐ上の、
0:47:33	変更前後の表では、ただこれ手段が変わったってことが書いてあるだけなので、これだけだと、ここの
0:47:41	安全性の影響についてって書いてあることはここからだけだとちょっと読み取れないんですけど。
0:47:48	先ほどの最初の
0:47:54	資料残る資料1-1ですね、1の
0:47:57	1の、
0:47:59	3ページのところの、同じように、
0:48:03	不破の二つ目の〇〇とかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:05	あと、
0:48:06	90 条の、
0:48:09	第 6、6 のこのホの対応で、同じようにそのソフト対応の話が書いてあるんですけど、これを、その申請書上ですね、
0:48:20	どういうふうに
0:48:22	読めば、この基準適合性を、
0:48:27	確認できるかっていうのはちょっと我々、
0:48:30	一応懸念してるところでして、
0:48:34	設工認に書くはな、あせ加配数値計画の中には書く話なのか保安規定で書く話なのか、その下部規定に書く話かってのはあるんですけど、
0:48:47	いずれにしてもそのどっかの申請書上で、
0:48:51	そこら辺の表現が、
0:48:54	なくてもいいのかなというのがちょっと懸念されるところです。
0:49:27	四国電力タカスカレイズ少々お待ちください。
0:49:41	そっか。
0:49:44	そう。
0:49:47	四国電力、タカスカでございます。
0:49:50	先ほどのトガサキさんの質問に関しましてと回答させていただきます。
0:49:58	ちょっと今回保安規定の条文上、その条文が出てはないんですけども、保安規定で言いますと、第 312 条の床壁等の除染というところがございまして、
0:50:11	こちらで、実際に
0:50:14	あれ、予期しない汚染が発生した場合は、対応すると。
0:50:21	いう形になってございますので、ちょっとその内容が審査資料に落とし込まれてないというのはおっしゃる通りですので例えばですね審査基準との比較表のところにそういう一文を、
0:50:36	実際に入れてですね、
0:50:38	ソフトになったとしてもこちらの中で見込めますということで、ちょっと書かせていただくというのはいかがでしょうか。後規制庁のトガサキですけど、この一般論として、そういう放射線防護措置をとるとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:54	そういう汚染の対策をとるっていうのは、それと、当然今の保安規定にも書いてある、あると思うんですけど、今回はハードで対応していて、
0:51:05	その技術基準上も基本的なのはハード対応を求められているところを、それをソフトで対応するということなので、その他、そこ今回のその他についての許可とか
0:51:19	す、協賛ドレン、
0:51:22	の輸送ですね、輸送について着目したときに、ちゃんとハード対応と同等のソフト対応がとれるのかですね。
0:51:34	それをちゃんと保安規定というのも廃止措置でもいいんですけど、申請書上読み取れますかっていう、そういう趣旨です。
0:51:44	だから、ちゃんとその運搬するときとか、
0:51:49	容器に入れるっていうのは、
0:51:53	どっかに書いてあるのかとか、
0:51:58	固形化するとき、ちゃんと資産防止のフェイスシールドとかを、
0:52:07	ちゃんと
0:52:09	つける
0:52:11	でこぼさ的にそのシートとかで引き取るのかとか、そういうのがちゃんとこの作業に当たって、ちゃんとそれがちゃんとやられますっていうことは、
0:52:21	ちゃんと約束されるのかっていう趣旨です。
0:52:51	確認だけ。はい。それでは四国電力、タカスカです。失礼しました。ちょっとご確認なんですけども、
0:53:02	先ほどの具体的なそういうふうな対応とか対策に関して、申請書で書くべきなのか、それとも、
0:53:14	審査資料の中で、そこがちょっとやっぱまだちょっと読み取れないというところで、もうちょっとそこを補足していただきたいのか、ちょっとすいません。こちらの理解が多いないんですけども、どちらの。
0:53:27	意図としてちょっとご発言されたのかと確認させていただいてよろしいでしょうか。トガサキですけど、基本的にどこまで勝訴、詳細に書くかっていう問題があると思うんですけど。
0:53:39	基準適合性について、我々、判断をするのは、その申請書での記載事項をもとに判断しますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:49	その必要な情報は申請書に書かれるべきだというふうに思ってます。
0:54:35	四国電力大坪です。すいませんちょっと何度もご確認で申し訳ないんですけども、申請書というところではございましたけども、本日江藤、廃止措置側の方でご説明した資料1-2に、
0:54:49	技術基準の適合の御説明とかは記載、ご説明の方はさしていただきたいものですねさしていただいているんですけども、
0:54:58	そちらではなくて、やはり申請書の方に記載が必要だという、ご認識ということでよろしかったでしょうか。
0:55:08	規制庁のトガサキです。はいだから、今までだから高架装置までこういう配管でこう移送してたものを、
0:55:18	ゆようキーで運ぶ言いますよね。
0:55:22	そそれは県申請書に書いてあるんですけどっけ。
0:55:31	そうですね、これはハードからソフトを見せる。
0:55:40	四国電力タカスカです。今回の資料1-4にもありますけども、その部分に関しては固化装置でという、一部の中に集約されてございます。
0:55:51	それが今回その内容が、臨時でっていう形になってると。
0:55:57	規制庁のトガサキエダそうするとだ、人力ん日程だと。
0:56:02	それはもう、どういうふうに運ぶかっていうのわかりませんよね。
0:56:28	あすいません四国電力大坪ですけども、おっしゃる通り本規定条文には集団固化装置でっていうのが人力にてというところで、ちょっと記載、
0:56:39	の範囲になるんですけども、先ほどおっしゃられた、どういう運用でやっていくかどういふ安全性でやっていくかというところにつきましては社内規定で明確にしたいというふうに考えておりました、
0:56:54	実際この審査の中でというところでございますと、廃止措置側の審査資料で、補足説明資料の方でちょっと書かしていただいたその中でご確認いただくというふうにちょっと考えては、
0:57:09	おりましたというのがちょっと今実情ではございます。
0:57:14	規制庁のトガサキですねですから
0:57:18	先ほどの1-4の5ページの下の安全性の影響についてに書いてあるような内容。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:27	これがちゃんとし、
0:57:31	申請書に書いてナイトウは我々この基準適合性の判断が、
0:57:38	難しいのではないかと思います。あと、ちょっと人力日程っていうのはちょっと私は二つ意味があるのかなと思ってたんですけど。
0:57:48	人力で容器に入れて運ぶっていう話と、人力で固化するっていう話があると思うんですけど。
0:57:58	安全性の影響についてっていう文章を見ると、
0:58:03	運搬時のことしか書いてないとも思うんですけど、
0:58:08	ドラム缶の中で人力で固化するっていう話っていうのは、この人力にてには入ってないんですか。
0:58:25	僕はいいでしょうか。
0:58:31	四国電力大坪です。すいませんちょっとわかりづらい分でちょっと申し訳ないんですけども、
0:58:36	資料1-2のですね、18ページにも記載をさせていただきますが、めり
0:58:47	4、4ポツの(3)のところに、まねビバレジ。
0:58:51	作業者のフェイスシールドを使用して汚染防止策を講じるというところ、記載あると思うんですけども、その部分フェイスシールド等着用し汚染防止策を講じると。
0:59:03	いうところでちょっと集約して記載させていただいてる状況でございます。ただすいません。先ほどおっしゃられた通り、この流れ的には、運搬容器のことを書いてると。
0:59:15	だけを書いているというふうには、見えるというところは、確かにその通りかなとは思いますが、ちょっと記載がわかりづらいようである。
0:59:25	あれば修正することは可能だと考えてます。以上です。
0:59:30	規制庁とする。いずれにしても、今の299条はその固化装置でっていうのを人力にてって変えるのは、
0:59:41	これただ手段を書いている変えただけだと思うんですけど、固化装置の場合はその放射線障害防止措置がとられているものなので、
0:59:53	それについては、固化装置っていう表現で、放射線防護も表せられてたと思うんですけど、
1:00:03	この人理系でっていうのは、この手段だけではなくてちゃんと放射線防護措置、それもちゃんと講じられるのかっていうのが、今の書きぶりだけだとちょっとわからないと思うんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:16	だからちゃんとその種の放射線防護措置のためには、その容器に入れるとかですね、そういう経過のときには、ちゃんと飛散防止の対策をとるとかですね、そういうものも含まれるんじゃないかと思うんですけど。
1:00:32	それをちゃんと表現した言葉になってるのかっていうのが懸念されるところです。で、具体的にどういう、どこまでやる、
1:00:41	は、運用でやるのかっていうのはそういうのは、下部規定とかでもいいんじゃないかというふうに思っています。
1:01:07	規制とフクハラですけれども電力さんから今、何かありますか。
1:01:17	そうそう。
1:01:24	施工燃料等です。すいません先ほどのその安全性の影響のが申請書類に言いきつわかるようにと、こういうところは、
1:01:35	これは保安規定かもしくは廃止措置計画か、どちらかでわかるように記載しておけば良いという理解でよろしかったでしょうか。
1:01:47	ちょっと規制庁の高崎ですけどちょうど
1:01:51	書きぶりについては、ちょっとどういうふうに廃止措置では方針変えて多分保安規定では、それを運用について具体化。
1:02:03	したものを書くような構成になってると思うんですけど。
1:02:06	ただ、その基準の適合性ってのはそれぞれで判断しないといけないので、廃止措置計画の認可と保安規定の認可ですね、その
1:02:16	適合性の判断に必要な情報というのは、それぞれ必要になるんじゃないかと思います。
1:02:33	四国電力タカスカです。承知しました。高崎さんのおっしゃるその放射線防護措置としての人力だけではそれがちょっと読めないかもというところで、ちょっと弊社の方でもちょっと検討いたしまして7頭ちょっとそれが、
1:02:47	整理した資料に関してちょっと一度提出させていただこうと思います。以上です。
1:02:57	規制庁福原ですけれども念のため、ちょっとくどいようですけども整理した資料というか申請書そのものを本文申請書に書いて、
1:03:08	これ書いてくれとか、書いてないとちょっと審査できないよってというのが我々の
1:03:15	今時点でのコメントになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:21	四国電力大坪です。承知しましたちょっと持ち帰って検討させていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁福良ですよろしくお願いします。
1:03:33	その他規制庁からは、
1:03:36	ないですか。
1:03:38	はい。規制庁福原ですけれども、今まで資料の1-5-2。
1:03:45	で、
1:03:46	説明いただいたということで、理解してる、しております、
1:03:52	この後なんですけれども、7月12の審査会合のときにですね、
1:03:59	臨界評価のところ、具体的な数値とか詳細な内容については、非公開の内容が含まれるので、録音

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。